

調停・審判手続において提出する書類について

長野家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことになります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に、それぞれ従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、その情報を推測させる事柄は書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合において、その情報を裁判所に見せる必要がないときは、その部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）にマスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報を裁判所に見せる必要があるときは、非開示希望の手続をとってください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出した上で、調停期日には、ご自身の控えを持参してください（提出する書類を相手に交付する必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出した上で、審判期日には、ご自身の控えを持参してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかどうかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わり、思わぬ事態が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要がありますね！

書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、相手からの閲覧謄写申請があったときは、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、この閲覧謄写申請が許可されることになります。

